

事務事業名	50925 地域強靱化計画事業											
担当組織	危機管理防災課				危機管理防災課				担当	防災担当		
組織コード	05	02	00	会計・款・項・目・大・中・小	01	09	01	04	01	04	記入日	平成30年06月15日

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補	
基本目標	03	安心して安全に暮らせるまち									● 対象 ○ 対象外	
分野	02	防災										
施策	31	地域防災力の強化										
事業期間	平成31年度～平成32年度											
根拠法令 通達等	国土強靱化基本法				関連計画 施政方針							
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの											
対象	市民、職員											
事業目的	大規模災害が発生しても市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産などの被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を備える災害に強いまちを目指す。											
事業内容	市の地理的状況、地形的状況、過去の災害による被害状況などから、発生が想定される災害に対し、多数の人的・物的被害や、医療、ライフライン、治安、経済、福祉の分野など、広範にわたる様々な「起きてはならない最悪の事態」に対し、「強さ」と「しなやかさ」を備える災害に強いまちづくりのため、平常時から地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に推進するために地域強靱化計画を策定する。											
実施主体	■ 市による単独直営 ■ 委託 (□ 3セク・財団 ■ 企業 □ 市民・NPO) □ 協働・協力 ()											

2. 事務事業の計画

(1) 投入資源 (予算と人員)				
		平成31年度 計画額 (千円)	平成32年度 計画額 (千円)	平成33年度 計画額 (千円)
事業内容		地域強靱化計画検討委員会等の開催	地域強靱化計画の策定	
事業費		15,000	15,000	0
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	県支出金	0	0	0
	起債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	15,000	15,000	0
人件費		6,897	6,897	0
投入 人員	常勤職員	1人	1人	0人
	非常勤職員	0人	0人	0人
事業費+人件費		21,897	21,897	0

(2) 事業目標						
指標名		単位	説明・算定式	平成31年度 目標値	平成32年度 目標値	平成33年度 目標値
活動①	地域強靱化計画策定のための会議 開催回数	回	会議開催回数	3	3	
活動②						
成果①	地域強靱化計画の策定	回	計画の策定		1	
成果②						

3. 事前評価

施策への貢献度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	<p>B：施策の目標達成に貢献している。</p> <p><判断理由> 様々な「起きてはならない最悪の事態」に対し、「強さ」と「しなやかさ」を備えた災害に強いまちづくりのため、市全体の施策を総合的かつ計画的に推進するため、地域強靱化計画を策定するものであり、地域防災力の強化に貢献するものである。</p>
経費水準	事業費・人件費の水準は適正か。
	<p>B：経費は適正な範囲である。</p> <p><判断理由> 平成33年度から始まる第5次総合振興計画の策定状況に合わせ、地域強靱化計画と総合振興計画との整合性を図り、関係部署との調整を行いながら策定業務を進める予定であり、経費は適切な範囲である。</p>
事業手法	事業手法は適正か。
	<p>B：事業手法は適正な内容である。</p> <p><判断理由> 市民の生命・財産を守るための計画であり、市民生活に大きく関与するものであることから、市民を含めた検討委員会を立ち上げ、業務を進めていく予定である。</p>
受益・負担の公平性	受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	<p>B：受益・負担は適正な範囲である。</p> <p><判断理由> 地域強靱化計画は市民の生命、財産を守るための施策を推進するためのものであり、すべての戸田市民に関係するものであることから、受益・負担の公平性は適正である。</p>

4. 意思決定

意思決定	<p>● A：この計画で実施する</p> <p>○ B：計画を見直して実施する</p> <p>○ C：実施しない</p>
	<p><「意思決定」に関する判断理由・コメント> 地域強靱化計画は、大規模自然災害に伴って発生する様々な「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態の発生を回避するための施策や発生した際の被害を軽減する施策を、平常時から総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画となるものであり、災害に強いまちづくりの実現に必要なものである。</p>
事業実施における留意点	<p>本計画は、平成33年度から始まる第5次総合振興計画の策定にあわせ、策定業務を実施していくとともに、総合振興計画にその内容を取り込んでいくものとする。</p>